様式第3号（第4条関係）

（表面）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | ８センチメートル |  |  |
| 第　　　　号  身分証明書 | | | | |  |
|  | 写真 | 所属  職名  氏名  生年月日　　　　　　年　　月　　日 | | | ６センチメートル |
|
| 上記の者は、丸亀市放置自動車の処理に関する条例第５条第１項の職員であることを証明する。  　　　　　　年　　月　　日  丸亀市長 | | | | |
|  |

（裏面）

|  |  |
| --- | --- |
| 丸亀市放置自動車の処理に関する条例（抜粋）  （警告書のはり付け及び調査）  第５条　市長は、市が所有し、又は管理する土地（以下「市管理地」という。）に放置自動車がある場合は、市長が指名する職員に、放置自動車の撤去を促すための警告書（以下「警告書」という。）を放置自動車の見やすい箇所にはり付けさせるとともに、放置自動車の所有者等及びその所在、状態その他の事項について調査をさせることができる。  ２　前項の規定により調査をする職員は、放置自動車の車外からの調査では当該放置自動車の所有者等又はその所在が判明しないときに限り、同項の調査に必要な範囲内で当該放置自動車の車内に立ち入ることができる。この場合において、当該放置自動車が施錠されているときは、これを解除することができる。  ３　第１項の規定により調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。  ４　第１項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 |  |